平成２２年（フ）第１２３５号
宮城県多賀城市浮島１丁目16番７号
債務者　津田　美雪
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１２号
仙台市泉区松森字鹿島41番地の19
債務者　ウォマルド百恵
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６７号
宮城県塩竈市舟入２丁目７番２―502号　県営塩釜天満崎住宅２号棟
債務者　石川　幸弘
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９４号
仙台市青葉区落合４丁目６番13―102号
債務者　鴇田　勇人
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
宮城県遠田郡美里町字待井122番地
債務者　齋藤　賢一
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２１３号
宮城県大崎市古川中里５丁目８番19号
債務者　高橋　菜摘
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２２２号
宮城県大崎市古川塚目字石名坂113番地５、従前の住所仙台市太白区西の平２丁目38番20号
債務者　中村あおい
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第６９１号
神戸市須磨区清水台１番地の９アルテピアⅢ番街２―1008号
債務者　安藤　　健
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０９１号
神戸市灘区天城通７丁目３番14号
債務者　前田　靖彦
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１２１号
神戸市兵庫区中道通９丁目７番15号　柳本マンション205号、従前の住所兵庫県高砂市阿弥陀町北山135番地の９
債務者　上﨑　和人
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２０３号
神戸市北区筑紫が丘１丁目10番地の10
債務者　川上　瑞穂
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３１１号
神戸市長田区長田天神町５丁目８番５号　長田共栄マンション201号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町５丁目10番７―1012号
債務者　大西　益男
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３１６号
神戸市中央区山本通４丁目15番24―602号
債務者　酒井　美絵
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３１７号
神戸市中央区山本通４丁目15番24―602号
債務者　酒井　広美（旧姓潮海）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６３号
兵庫県尼崎市蓬川町302番地の16　ザ・ガーデネスクシティアクア館405号
債務者　藤原　正樹
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６９７号
兵庫県尼崎市富松町１丁目７番７号、前住所兵庫県尼崎市栗山町１丁目12番７号
債務者　井上　直樹
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８６５号
兵庫県尼崎市久々知西町２丁目２番６号　大岸ハイツ505、前住所兵庫県尼崎市食満２丁目12番27号
債務者　松尾　秀和
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係